

諮問庁：厚生労働大臣

諮問日：平成30年7月13日（平成30年（行情）諮問第305号）

答申日：平成30年10月29日（平成30年度（行情）答申第285号）

事件名：「総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書」の開示決定に関する件（文書の特定）

答 申 書

第1 審査会の結論

別紙の1に掲げる文書（以下「本件請求文書」という。）の開示請求につき、別紙の2に掲げる文書（以下「本件対象文書1」という。）を特定し、開示した決定については、請求する文書の名称等の補正を求めた上で改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきである。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、愛知労働局長（以下「処分庁」という。）が、平成30年4月16日付け愛労発総416第2号により行った開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求めるというものである。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書の記載によると、以下のとおりである。

文書特定に誤りがある。開示した文書の文書名がない。

第3 諮問庁の説明の要旨

1 本件審査請求の経緯

- (1) 審査請求人は、平成30年3月19日付けで、処分庁に対して、法3条の規定に基づき、本件請求文書に係る開示請求を行った。
- (2) これに対して、処分庁が、原処分を行ったところ、審査請求人は、これを不服として、同年4月19日付け（同日受付）で本件審査請求を提起したものである。

2 諮問庁としての考え方

本件審査請求については、新たに開示請求対象行政文書を特定した上で、下記3（2）に掲げる部分を不開示とし、原処分において特定した行政文書については、原処分を維持して開示することが妥当である。

3 理由

- (1) 本件対象行政文書の特定について

ア 原処分における対象行政文書の特定について

本件対象行政文書として特定した行政文書は、「愛知労働局総務部総務課事務分掌表」である。

都道府県労働局総務部総務課の所掌事務については、厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）765条に定められており、愛知労働局においては、同条に基づき、愛知労働局総務部総務課事務分掌表を作成している。課長とは一課の事務を総括し、管理・監督する職であるところ、総務課長は総務課の所掌するすべての事務に職務権限を有すると解されることから、原処分において、「総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書」として本件対象行政文書を特定したことに特段不合理な点はなく、原処分は妥当であるといえる。

イ 新たに特定する文書について

本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったところ、総務課長が開示請求に係る補正を行った文書を確認したため、本件対象行政文書として、開示請求事務に係る事例として本件開示請求日から直近の『平成30年3月8日付事務連絡「行政文書開示請求書の補正について（督促）」』（以下「本件対象文書2」といい、本件対象文書1と併せて「本件対象文書」という。）を新たに特定したものである。

(2) 不開示情報該当性について

本件対象文書2のうち、開示請求人の氏名については、特定の個人を識別することができる情報であることから、法5条1号に該当し、かつ同号イからハまでのいずれにも該当しないことから、不開示とすることが適当である。

(3) 新たに開示する部分

本件対象文書2について、上記(2)に該当する部分を除き、新たに開示する。

(4) 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書の中で、「文書特定に誤りがある。」として原処分の取り消しを求めているが、本件対象行政文書の特定については、上記(1)のとおりであり、審査請求人の主張は認められない。

4 結論

以上のとおり、本件審査請求については、新たに行政文書を特定した上で、上記3(2)のとおり、その一部を不開示とし、原処分において特定した行政文書については、原処分を維持して開示することが妥当であると考えられる。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 平成30年7月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同月26日 審議
- ④ 同年9月13日 本件対象文書2の見分及び審議
- ⑤ 同年10月25日 審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件開示請求及び原処分について

本件開示請求は、本件請求文書の開示を求めるものであり、処分庁は、これに該当するものとして本件対象文書1を特定し、開示する原処分を行った。これに対し、審査請求人は、文書特定に誤りがあるとしている。

諮問庁は、諮問に当たり、本件請求文書に該当するものとして別紙の3に掲げる文書（本件対象文書2）を追加して特定し、その一部について、法5条1号に該当するとして不開示とすべきとしていることから、本件対象文書の特定の妥当性について、以下、検討する。

2 本件対象文書の特定の妥当性について

(1) 本件対象文書1

ア 諮問庁は、本件対象文書1の特定について、理由説明書（上記第3の3（1）ア）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

都道府県労働局総務部総務課の所掌事務については、厚生労働省組織規則765条に定められており、愛知労働局においては、同条に基づき、愛知労働局総務部総務課事務分掌表（本件対象文書1）を作成している。課長とは一課の事務を総括し、管理・監督する職であるところ、総務課長は総務課の所掌する全ての事務に職務権限を有すると解されることから、原処分において、「総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書」として本件対象文書1を特定したことに特段不合理な点はなく、妥当であり、また、「総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書」に該当するものとして愛知労働局が保有しているものは、本件対象文書1以外にない。

イ 当審査会において、本件対象文書1を確認したところ、本件対象文書1には、愛知労働局総務部総務課に置かれる各係・官の分掌事務及び各職員が担当する分掌事務等が記載されていることが認められ、本件対象文書1を「総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書」として特定したことは妥当であるとする上記アの諮問庁の

説明は、不自然、不合理であるとは認められず、また、これを覆すに足りる事情も認められない。

(2) 本件対象文書 2

ア 諮問庁は、本件対象文書 2 の特定について、理由説明書（上記第 3 の 3 (1) イ）の記載及び当審査会事務局職員をして諮問庁に対し詳細な説明を求めさせたところによると、おおむね以下のとおり説明する。

本件審査請求を受け、諮問庁として、改めて処分庁に対し本件審査請求に該当すると思われる文書を保有しているか確認を行ったところ、本件請求文書のうち「開示請求事務、裁量、職務義務の部分のみ事例を含む」に該当するものとして、開示請求事務に係る事例として本件開示請求日から直近の総務課長が開示請求に係る補正を求めた文書（本件対象文書 2）を確認したため、本件対象文書 2 を新たに特定した。

なお、「総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書」として本件対象文書 1 を特定したのであるから、「開示請求事務、裁量、職務義務の部分のみ事例を含む」については、本件対象文書 1 に係る事例であると解するのが相当であり、本件対象文書 1 には、裁量、職務義務という記載がないことから、開示請求事務に係る事例のみを本件対象文書 2 として特定したものであり、また、開示請求事務に関して、補正を求める文書以外に、総務課長名による文書は存在しない。

さらに、処分庁では、総務課長が開示請求に係る補正を求めた文書を複数件保有しているところ、本件開示請求書に事例の件数の指定はないが、全ての文書を求めているとは考え難いことから、本件開示請求日から直近（最新）の文書である本件対象文書 2 を特定したものである。

イ 当審査会において、本件対象文書 2 を見分したところ、本件対象文書 2 は、本件対象文書 1 に掲げる事務に関して、愛知労働局総務部総務課長が発出した「平成 30 年 3 月 8 日付事務連絡「行政文書開示請求書の補正について（督促）」」であることが確認された。

ウ 上記ア及びイのとおり、諮問庁は、諮問に当たり、本件請求文書のうち、「開示請求事務、裁量、職務義務の部分のみ事例を含む」に該当するものとして、1 件の文書（本件対象文書 2）のみ特定すべきとしているところ、これについて以下、検討する。

(ア) 原処分から諮問までの経緯を見ると、原処分においては、本件請求文書のうち、「総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書」に該当する文書（本件対象文書 1）を特定したが、本

件対象文書1には、本件請求文書の括弧書きである「開示請求事務、裁量、職務義務の部分のみ事例を含む」に相当する事例は含まれておらず、そのような場合、事例に該当する文書の有無を探索するなどの文書特定のための作業が必要であったと認められ、この点、諮問庁が、諮問に当たり、本件対象文書2を特定すべきとしているものであると認められる。

(イ) 諮問庁は、本件対象文書1には「裁量、職務義務」という記載はなく、また、開示請求事務に関して、補正を求める文書以外に、総務課長名による文書は存在せず、さらに、本件開示請求書に事例の件数の指定はなく、全ての文書を求めているとは考え難いため、本件開示請求日から直近の文書である本件対象文書2を特定した旨説明するが、総務課長が開示請求に係る補正を求めた文書が複数件あり、個々の開示請求に係る案件によっては、求めた補正の内容も異なることが考えられることから、処分庁においては、審査請求人に対して、「裁量、職務義務」について記載された文書が存在しないことを含め、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであったと認められる。

3 付言

(1) 原処分に対する審査請求について、諮問庁は平成30年6月11日付けで当審査会に諮問（平成30年（行情）諮問第252号。以下「前回諮問」という。）し、当審査会は、同年7月12日に前回諮問に係る審議を行った。その後、諮問庁は、補充理由説明書の提出をもって対応可能であったにもかかわらず、原処分で開示した文書に加え、新たに文書を特定してその一部を不開示とすることとしたい旨に諮問理由を変更して、同月13日付けで改めて当審査会に諮問（以下「本件諮問」という。）している。また、前回諮問については、本来、本件諮問より前に取り下げるべきところ、諮問庁は本件諮問の後である同月20日付けで取り下げている。

同一の審査請求につき、重複して諮問する事態が生じた原因について、諮問庁は、内部の事務の分担に係る誤りであると説明しており、諮問庁においては、今後、関係事務の適切な遂行が望まれる。

(2) 処分庁は、本件開示請求を受けて特定した文書名として、本件請求文書とほぼ同一の文書名を開示決定通知書に記載した上で、本件対象文書1を開示したものであるが、本来、特段の支障がない限り、開示決定通知書には、特定した文書名として別紙の2に掲げる本件対象文書1の名称を具体的に記載すべきであったのであるから、処分庁においては、今後、この点に留意して適切に対応することが望まれる。

4 本件開示決定の妥当性について

以上のことから、本件請求文書の開示請求につき、本件対象文書1を特定し、開示した決定について、諮問庁が本件対象文書2を追加して特定し、その一部を不開示とすべきとしていることについては、本件対象文書1を特定したことは妥当であるが、本件対象文書2を特定すべきとしていることについては、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するなどして開示を請求する文書の名称等について補正を求め、改めて文書の特定を行い、開示決定等をすべきであると判断した。

(第3部会)

委員 岡島敦子, 委員 葭葉裕子, 委員 渡井理佳子

別紙

1 本件請求文書

総務課長が有する職務権限と法的効果が明記されている文書（開示請求事務，裁量，職務義務の部分のみ事例を含む）

2 本件対象文書 1

愛知労働局総務部総務課事務分掌表

3 本件対象文書 2

平成30年3月8日付事務連絡「行政文書開示請求書の補正について（督促）」